

市県民税の申告相談受け付けを実施

市県民税の申告相談受け付け

▼申告期間 2月3日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日、2月17日(月)・24日(月)を除く)

▼対象

- ①給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方
- ②給与以外に所得があった方
- ③2カ所以上から給与の支払いを受けた方
- ④営業・農業・不動産などの所得がある方
- ⑤雑損(災害等により居住者が有する住宅家財等に損害が生じた場合など)・医療費・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける方
- ⑥平成31(令和元)年中に所得がなかった方
- ⑦非課税所得(障害・遺族年金、雇用保険、児童扶養手当など)があった方

※公的年金等の収入金額が四百万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得が二十万円以下の方で、所得税の確定申告をする必要がない方でも、控除を受けたい場合は、市県民税の申告が必要です。

※確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。

※申告の内容によって、税務署が開設する確定申告書作成会場に案内する場合があります。

▼申告に必要なもの マイナンバーカード、健康保険・年金・医療費等の領収書や、各種控除証明書、印鑑など

①給与所得者や年金受給者
⇒源泉徴収票など

②自営業や農家の方
⇒収入金額や必要経費を記入した帳簿など

③災害による雑損控除を受ける方
⇒災害証明書、災害関連支出の領収書、保険金等で補填される金額・損壊した住宅の価額が分かるものなど

いわき税務署からのお知らせ

○確定申告をする方へ
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することができます。

○申告書作成会場を開設
申告書の受け付けや記載方法のアドバイスなどを行います。なお、混雑状況によっては、早めに当日の受け付けを終了する場合があります。

▼開設期間 2月17日(月)～

高齢者の障害者控除のお知らせ

介護保険課介護認定係 ☎22-7475

65歳以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちでなくても、要介護認定(要支援認定を除く)を受けている方などのうち、障がい者に準ずるとして市の認定を受けた方は、所得税や市県民税の障害者控除を受けることができます。

※各地区保健福祉センターで認定の申請ができます。

ボランティア功労者厚生労働大臣表彰

▷いわき傾聴ボランティア「みみ」=泉玉露
同表彰は、福祉分野などのボランティア活動に顕著な功績のあった個人や団体に授与されるものです。地域での傾聴活動のほか、傾聴ボランティア養成講座を通じた普及活動など、地域福祉の向上に大きく寄与したことが評価されました。

○お問い合わせ
市県民税の申告
市民税課
☎22-7426
☎22-7427
確定申告
いわき税務署
☎23-2141

3月16日(月)(土・日曜日、2月24日(月)を除く) 9時～16時
▼ところ イオンいわき店
※いわき税務署には申告書作成会場を設けていませんので、ご注意ください。

地名の中の「いわき」

住宅団地造成と字名改称①

日本のニュータウン開発は昭和三十年代後半から大都市で始まり、やがて地方都市へ波及しました。当初は県や市の単独事業として、あるいは県住宅供給公社などにより実施されました。

高坂団地や玉川団地は、千里ニュータウン(大阪府)や多摩ニュータウン(東京都)をモデルに、新しい街の典型として整備されたものでした。この際に字名などの改称が行われ、玉川団地では玉川町の後ろに東・西・南・北が、また高坂



高坂団地の造成 遠方に住吉坑のズリ山跡 [昭和30年代後期 佐藤正氏撮影]

地名には、地域の歴史を知るヒントが隠されています。市内各所の地名にまつわる由来などを紹介し「いわき」の歴史をひもときます。

団地では市内で初めて「〇丁目」が、それぞれ付され、古くからの地名は消えていきました。

また、発足したばかりの本市では、当初は民間企業による住宅開発について、字名の改称を考慮に入れていませんでした。当時は全ての行政事務が旧市町村単位で行われていたことから、二つの旧市町村にまたがって開発された区域では、住民の生活に不都合を来すことになり、社会問題となりました。

本市の発足後、旧市町村名または旧大字をいわき市の後ろに付することになっていきましたが、このような新しい住宅開発の幾つかは、旧市町村の境に開発されたこともあり、地名表示の原則が崩された民間企業の付けた団地名がそのまま後ろに付されました。平と内郷の両地区にまたがっていた団地は「いわき市明治団地」、平と常磐の両地区にまたがっていた団地は「いわき市自由ヶ丘」となりました。

(いわき地域学會 小宅幸一)
※いわき市内の昔の写真をお持ちで、提供いただける方は、ふるさと発信課(☎22・7503)へご連絡ください。

連載シリーズ

市農林水産業ロゴマークなどを作成しました

農業振興課農業企画係 ☎22-7471

震災から10年目を迎えるに当たり、本市の農林水産業が復興・創生から新たなステージへ歩みを進める上で、より一層の魅力発信や本市の農林水産物のブランド化を図る取り組みが必要であることから、キャッチフレーズを「いわきのめぐみ」とし、ロゴマークなどを作成しました。今後、本市の農林水産物のPRなどに積極的に活用していきます。



「いわきのめぐみ」には特別な意味がある。

<p>自然の恵み(めぐみ) 豊富な日照時間、潮目の海、肥沃な大地や森林など自然の恵み(めぐみ)</p>	<p>人の愛(めぐみ) 産物に対する生産者の愛(めぐみ) 東日本大震災以降、いわきを応援して下さるさまざまな人の愛(めぐみ)</p>	<p>新時代の芽ぐみ(めぐみ) たくさんのめぐみによって復興・創生の次のステージへ向け「新時代いわき」が芽ぐみ(めぐみ)つつあります</p>
---	--	--

わたしたちは、いわきのめぐみに感謝するとともに
わたしたちの姿勢や想い、そしていわきの農林水産物の安全性やおいしさなどの魅力を
これからお伝えしていきます。

ロゴマーク ボディーコピー